空知総合振興局管内のうち 空知郡のうち南幌町及び奈井江町　夕張郡　樺戸郡　雨竜郡のうち雨竜町 留萌振興局管内 宗谷総合振興局管内のうち 宗谷郡　枝幸郡のうち浜頓別町及び枝幸町　天塩郡　礼文郡　利尻郡 オホーツク総合振興局管内のうち 斜里郡　紋別郡のうち興部町及び雄武町 胆振総合振興局管内のうち 虻田郡　有珠郡　勇払郡 日高振興局管内のうち 沙流郡 十勝総合振興局管内のうち 上川郡　広尾郡のうち広尾町　十勝郡 釧路総合振興局管内のうち 釧路郡　厚岸郡　白糠郡 根室振興局管内	北海道のうち 函館市　室蘭市　苫小牧市　根室市　登別市　伊達市　北斗市 渡島総合振興局管内のうち 上磯郡のうち木古内町　亀田郡　茅部郡 檜山振興局管内のうち 檜山郡　爾志郡　奥尻郡 胆振総合振興局管内のうち 白老郡 日高振興局管内のうち 新冠郡　浦河郡　様似郡　幌泉郡　日高郡	青森県のうち 青森市　弘前市　八戸市　黒石市　五所川原市　十和田市　三沢市　むつ市　つがる市　平川市　東津軽郡のうち今別町、蓬田村及び外ヶ浜町　西津軽郡のうち鰺ヶ沢町　中津軽郡　南津軽郡　北津軽郡　上北郡　下北郡　三戸郡 岩手県のうち 盛岡市　大船渡市　花巻市　北上市　久慈市　遠野市　一関市　二戸市　八幡平市　奥州市　滝沢市　岩手郡　紫波郡　和賀郡　胆沢郡　西磐井郡　気仙郡　下閉伊郡のうち岩泉町、田野畑村及び普代村　九戸郡　二戸郡 宮城県のうち 栗原市　大崎市　刈田郡のうち七ヶ宿町 秋田県のうち 横手市　大館市　湯沢市　鹿角市　大仙市　北秋田市　仙北市　鹿角郡　北秋田郡のうち藤里町及び八峰町　山本郡のうち五城目町、八郎潟町及び井川町　南秋田郡　仙北郡　雄勝郡

山形県のうち 山形市　米沢市　新庄市　寒河江市　上山市　村山市　長井市　天童市　東根市　尾花沢市　南陽市　東村山郡　西村山郡　北村山郡　最上郡　東置賜郡　西置賜郡 福島県のうち 会津若松市　喜多方市　田村市　南会津郡　耶麻郡　河沼郡　大沼郡　西白河郡のうち西郷村　東白川郡のうち鮫川村　石川郡のうち平田村及び古殿町　田村郡　双葉郡のうち川内村及び葛尾村　相馬郡のうち飯舘村 群馬県のうち 沼田市　多野郡のうち上野村　吾妻郡のうち長野原町、嬬恋村、草津町及び高山村　利根郡のうち片品村、川場村及びみなかみ町 新潟県のうち 長岡市　三条市　小千谷市　十日町市　見附市　糸魚川市　妙高市　佐渡市　魚沼市　南魚沼市　東蒲原郡　南魚沼郡　中魚沼郡　岩船郡 福井県のうち 勝山市　今立郡 山梨県のうち 富士吉田市　南都留郡のうち道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町　北都留郡 長野県のうち 松本市　上田市　諏訪市　須坂市　小諸市　大町市　飯山市　茅野市　塩尻市　千曲市　東御市　安曇野市　南佐久郡のうち小海町、川上村、南牧村、南相木村及び北相木村　北佐久郡　小県郡　諏訪郡　上伊那郡のうち辰野町、下伊那郡のうち平谷村、根羽村、売木村及び大鹿村　木曽郡のうち上松町、木祖村、王滝村、大桑村及び木曽町　東筑摩郡　北安曇郡　埴科郡　上高井郡のうち高山村　下水内郡　下高井郡 岐阜県のうち 高山市　飛騨市　大野郡 島根県のうち 飯石郡 岡山県のうち 真庭郡	備考　この表に掲げる名称は、令和六年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。

第五条　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正）

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	414,000
2	475,000
3	538,000
4	621,000
5	722,000
6	824,000